

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレートスローガンとして「世界を進める、一步を。」を掲げ、製造業の変革に取り組んでいます。株主やお客様、取引先、従業員等のステークホルダーの期待に応え、企業価値の向上を実現し、真に業界の変革を成し遂げるためには、強固なコーポレート・ガバナンス体制の構築が不可欠であると認識をしております。

かかる認識に基づき、当社ではコンプライアンス及びリスクマネジメントの徹底を図ると共に、監査等委員会を設置し、経営の意思決定と業務執行の監督に透明性を確保することで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ジャフコ グループ株式会社 (ジャフコSV6投資事業有限責任組合、ジャフコSV6－S投資事業有限責任組合)	3,525,800	45.32
ウィンボンド・エレクトロニクス株式会社	512,800	6.59
丸紅I－DIGIOホールディングス株式会社	435,800	5.60
ヌヴォンテクノロジージャパン株式会社	256,400	3.30
ミラクシアエッジテクノロジー株式会社	256,400	3.30

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したものとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映していません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期

2月

業種

サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
平野 雅昭	他の会社の出身者											
斎藤 誠二	他の会社の出身者											
平田 肇	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平野 雅昭	○	○	—	平野雅昭は、大手証券会社に長年勤務し、東証スタンダード市場上場企業において、常勤監査役を務めた経験があり、企業経営や監査等委員監査等についての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社及び当社経営陣から独立した客観的・中立的立場にて、監査業務を遂行することを期待し、社外取締役常勤監査等委員に選任しております。 ＜独立役員の指定理由＞ 取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定しております。
斎藤 誠二	○	○	—	斎藤誠二は、大手飲料メーカーにて新規事業の立ち上げやグループ会社の事業再生、人事制度変更、人材キャリア開発など幅広い業務に従事し、事業面や人事面における豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社及び当社経営陣から独立した客観的・中立的立場にて、業務執行取締役の職務執行状況を監督すること等を期待し、社外取締役監査等委員に選任しております。 ＜独立役員の指定理由＞ 取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定しております。
平田 肇	○	○	当社の主要な取引先である日立Astemo株式会社の前身会社の一つである株式会社ショーワの代表取締役専務を務めておりましたが、2017年6月に退任済です。	平田肇は、大手メーカーで主任研究員や開発本部長、代表取締役専務等を歴任し、企業経営や技術面における豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社及び当社経営陣から独立した客観的・中立的立場にて、業務執行取締役の職務執行状況を監督すること等を期待し、社外取締役監査等委員に選任しております。なお、同氏は過去に当社の主要な取引先の業務執行者でしたが現在は既に退任しています。 ＜独立役員の指定理由＞ 取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社の監査等委員は監査等委員会専属であり、業務執行取締役からは独立しており、当該取締役に関しては、業務執行取締役の指揮命令権は及びません。また、監査等委員がその役割・責務を果たすために、当社が提供した情報に加えて、監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席するとともに、追加の情報を必要とする場合には、社内関係部門から情報を収集する体制となっております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、監査等委員、内部監査担当及び会計監査人は、定期的に会合を開催し、課題及び改善事項等の情報共有を行い、相互の連携を高めることで、会社業務の適法性・妥当性の確保に万全を期した三様監査体制を整備しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役・執行役員の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の助言を行う任意の諮問機関として、社外取締役を過半数とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役・執行役員の選解任及び報酬等は、同委員会にて事前に諮問し、その答申を最大限尊重して取締役会で決定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する基準を参考に、社外取締役のうち監査等委員である取締役に付き実質的に独立役員の資格を充たす者を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

意欲と士気を高め、一層の業績拡大及び企業価値の向上を図ることを目的に導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

意欲と士気を高め、一層の業績拡大及び企業価値の向上を図ることを目的に導入しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため個別報酬の開示は行っておりませんが、監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役の報酬等は、それぞれの役員区分ごとの総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬決定における審議プロセスの透明性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会への助言を行う任意の諮問機関として、社外取締役を過半数とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。監査等委員でない取締役の個別報酬等は、同委員会にて、業績等の達成状況や上場企業の役員報酬の水準感、ペイ・レシオ等を考慮の上で検討を行い、取締役会に助言を行っております。取締役会はその答申を最大限尊重し、監査等委員でない取締役の個別報酬を決定しております。監査等委員である取締役については、常勤・非常勤の別、職責の範囲等を総合的に勘案し、個別の報酬額を監査等委員会の決議により決定しております。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役に係る専従の従業員は配置しておりませんが、必要に応じて、管理本部が情報提供等のサポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

当社の取締役会は、6名の取締役 (うち監査等委員である取締役3名) で構成されております。原則として月1回開催される定時取締役会と必要に応じて開催される臨時取締役会に取締役が出席し、法令、定款及び「取締役会規程」等に従い、経営に関する重要事項の審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

取締役会の構成員は、代表取締役中山岳人 (議長)、取締役澤井大輔、取締役長友一郎、社外取締役平野雅昭 (常勤監査等委員)、社外取締役斎藤誠二 (監査等委員) 及び社外取締役平田肇 (監査等委員) であります。また、必要に応じて、当社グループの役職員がオブザーバーとして参加しております。

当事業年度は、月1回の定時取締役会と臨時取締役会を合計26回開催しており (注)、6名の取締役が全ての会に出席し、経営の方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を検討しております。

なお、社外取締役小林正隆、社外取締役南黒沢晃は、2025年2月13日付で取締役を辞任しており、辞任までの間に開催された取締役会20回に全て出席しております。

(注) 当事業年度は、実開催の取締役会23回に加え、書面決議の取締役会を3回開催しております。

2. 監査等委員会

当社は監査等委員会制度を採用しており、監査等委員3名で監査等委員会を構成しております。監査等委員会は原則として月1回開催、また必要に応じて随時開催しており、監査等委員である取締役が出席し、法令、定款及び「監査等委員会規則」等に従い、監査の方針、監査計画等を決定しております。さらに監査等委員会にて決定された方針・計画に基づき、内部監査及び会計監査人と連携しつつ、監査を行っております。また、監査等委員である取締役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

監査等委員会の構成員は、常勤監査等委員である社外取締役平野雅昭 (議長)、社外取締役斎藤誠二 (監査等委員) 及び社外取締役平田肇 (監査等委員) であります。

3. 内部監査グループ

当社は、当社グループ全体の経営の効率性、適法性、健全性を確保するために内部監査グループに専任者1名を置き、法令及び社内規程の遵守状況並びに業務活動の効率性等について、当社各部門及び各子会社に対して年1回内部監査を実施し、代表取締役に結果を報告しております。また、被監査部門に対して業務改善に向けた指示を行い、その後の改善状況についてフォローアップを実施することによって、内部監査の実効性を確保しております。

4. 会計監査人

当社は、シンシア監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

5. 経営会議

当社は、当社グループにおける取締役会付議事項を含む経営戦略上の重要事項について、その方向性や方針を議論するために経営会議を設置しております。経営会議は、当社の代表取締役を含む全取締役及び執行役員、当社子会社の代表取締役及び執行役員で構成されております。経営会議は原則として月1回開催、また必要に応じて臨時に開催され、株主総会及び取締役会の決定した業務執行に関する事項の具体的運営に関する事項等の重要事項について審議しております。

経営会議の構成員は、代表取締役中山岳人（議長）、取締役澤井大輔、取締役長友一郎、社外取締役平野雅昭（常勤監査等委員）、社外取締役斎藤誠二（監査等委員）、社外取締役平田肇（監査等委員）、執行役員根田峻平、子会社代表取締役等であります。

6. コンプライアンス・リスクマネジメント委員会

当社は、当社グループにおけるリスクマネジメント及びコンプライアンスを徹底するため、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置しており、定例会を四半期に1回開催し、また取締役会において、定期的に情報共有を図っております。

コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、代表取締役中山岳人を委員長、取締役澤井大輔を副委員長とし、業務執行取締役、当社グループの各本部長、管理部長、総務担当の選出を必須とする委員で構成しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

独立性を有する監査等委員が取締役会における議決権を持つことにより議論の活性化を促すとともに、監査等委員が内部統制システムを積極的に活用して監査を行うことが、法令遵守のみならず、ステークホルダーとの適切な協働関係を維持するにあたり、ふさわしい体制であると判断したためです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案の内容等を十分に検討したうえで議決権を行使できるよう法定期日以前に招集通知を発送するよう努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は2月決算であり、定時株主総会は毎年5月に開催していることから、集中日にはあたらないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーをホームページ上で公表することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会の実施を検討したいと考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することに加え、アナリスト・機関投資家との個別ミーティングの実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	株主構成等を考慮した上で、海外投資家向けの説明会も実施していくことを検討したいと考えております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRページを設け、決算情報その他適時開示資料等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、取引先等のステークホルダーの信頼を得ることが、事業成長のために最も重要な事項と考えております。当社では、企業倫理規程を制定し、役職員への周知を行うとともに、日常の業務遂行において法令遵守を徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は「適時開示規程」及び「インサイダー取引防止規程」を定めており、すべてのステークホルダーに対して適時・適切な情報開示を行う方針です。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは法令及び定款に適合するとともに、事業活動を適正かつ継続的にを行うことを目的として、以下の基本方針に則り、内部統制の整備及び運用を実施しております。

(i) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ健全に行われるために当社グループの掲げるビジョン・ミッション・バリュー及び「企業倫理規程」、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」を遵守する。
- (b) 当社グループは、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を中心に、グループ全体のコンプライアンスの体制整備・強化を図る。
- (c) 当社グループは、法令違反および行動規範の違反またはそのおそれに関する相談窓口である「プログレス・テクノロジーズ グループ ホットライン制度」の利用を促進し、当該事実の早期発見に努める。
- (d) 当社グループは、コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図る。
- (e) 社長直轄の内部監査部門である「内部監査グループ」は、当社グループに対する業務執行の適法性・妥当性確認、ガバナンスとプロセスの有効性確認、コンプライアンス等の検証を目的とした内部監査を実施する。
- (f) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用する。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行う。
- (g) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、ステークホルダーの信頼に応えるよう、組織全体で断固とした姿勢で厳正に対応する。

(ii) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 当社グループは、取締役の職務執行に関わる情報について、法令及び社内規程等に基づき、適切に保存、管理を行う。
- (b) 当社グループの取締役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できる。

(iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社グループは、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき、リスクの把握と管理を行う。また、「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」において、委員長および業務執行取締役、各本部長、管理部長、総務担当者が委員として参加し、当社グループのリスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行う。
- (b) 当社「内部監査グループ」は、当社グループのリスク管理の状況把握、内部統制の有効性評価・改善のために、内部監査を実施し、監査結果を社長及び監査等委員に報告する。

(iv) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社グループの取締役会は、法令及び社内規程に則り定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。経営上重要な事項については、事前に執行役員等で構成する会議体で審議したうえで、取締役会の決議を行う。
- (b) 当社グループの取締役会は、全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成に向けて各部門の目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行する。
- (c) 当社グループの組織及び業務分掌、並びに業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については社内規程に定め、各職位の基本的な機能及び相互関係を明らかにし、機動的な意思決定、業務遂行を図る。

(v) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社及び子会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における経営上の重要な案件について、当社取締役会における決裁・報告を行う。
- (b) 当社及び子会社におけるコンプライアンス・リスク管理体制として、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」を子会社に適用する。また、子会社は、法令違反その他コンプライアンス・リスク管理上問題があると認めた場合は、直ちに「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」に報告する。
- (c) 当社「内部監査グループ」は、当社及び子会社における業務の適正を確保するため、当社及び子会社の内部統制について監査し、監査結果を当社社長及び監査等委員に報告する。

(vi) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務の補助者を求めた場合は、使用人の中から適切な者を指名し、監査等委員会の同意を得たうえで、補助の任に当たらせる。また、当該使用人は取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員から独立し、監査等委員会の指揮命令のもと、その補助職務に従事するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員からの指揮命令は受けない。

(vii) 取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(a) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人は、当社グループの業務または業績に重大な影響を与える事実を発見した場合、違法行為や不正行為を発見した場合には、遅滞なく監査等委員会に報告し、また、監査等委員会からの求めにより、必要に応じて業務・財務等の状況について報告する。

(b) 当社「内部監査グループ」は、適宜内部監査結果を監査等委員会に報告する。

(c) 当社グループは、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いをすることを禁じる。

(viii) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員及び使用人は、監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。

(b) 監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行を監査するため、取締役会のほか、重要な会議体へ出席し、必要な資料の閲覧等を行うことができる。

(c) 監査等委員は、会計監査人及び「内部監査グループ」との連携を密にし、効率的かつ効果的な監査を行う。

(d) 監査等委員の職務の執行に伴い生ずる費用については、当社がこれを負担するものとし、速やかに精算を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力対策規程」を定め、各部門長を通じて全社的に内容の周知徹底を図り、当社グループ及び全ての役員、従業員は反社会的勢力との絶縁を基本方針としております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体としてコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置し、また反社会的勢力に対する業務を所管する部署は管理部、管理責任者を管理担当取締役とし、不当要求等に対する速やかな通報や外部専門機関への相談などの業務マニュアルとして「反社会的勢力対応マニュアル」や「反社チェック業務フロー」などを整備しております。また、各契約先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

V その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—



